

胆管がんの原因物質の一つとして考えられる 1・2-ジクロロプロパンは、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）改正により特定化学物質（第2類物質）に追加され、平成25年10月1日から施行されます。

下記以外の規定については、別紙Ⅰ～Ⅲを参照してください。

【特定化学物質障害予防規則関係】

● 適用対象物質の範囲

- ① 1・2-ジクロロプロパン1%超、有機溶剤と合計して5%以下
- ② 1・2-ジクロロプロパン1%超、有機溶剤と合計して5%超
- ③ 1・2-ジクロロプロパン1%以下、有機溶剤と合計して5%超

● 特定化学物質障害予防規則の適用除外(同規則第2条の2)

1・2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の1・2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務には特化則は適用されません。

● 作業主任者

1・2-ジクロロプロパンの取扱い業務に係る作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任します。

● 特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）

1・2-ジクロロプロパンが特定化学物質第2類に改正されたことに伴い様式が改正されました。

● 経過措置

事業者が講ずべき措置のうち、製造等に係る設備に係る措置、作業主任者の選任及び作業環境測定の実施については、次の経過措置が設けられています。

- ① 作業主任者の選任は、平成26年10月1日から義務化
- ② 作業環境測定の実施については、平成26年10月1日から義務化
- ③ 1, 2-ジクロロプロパン等の製造等の設備で、平成25年10月1日現在存するものは、平成26年10月1日から適用

【労働安全衛生規則関係】

● 健康管理手帳交付対象業務】

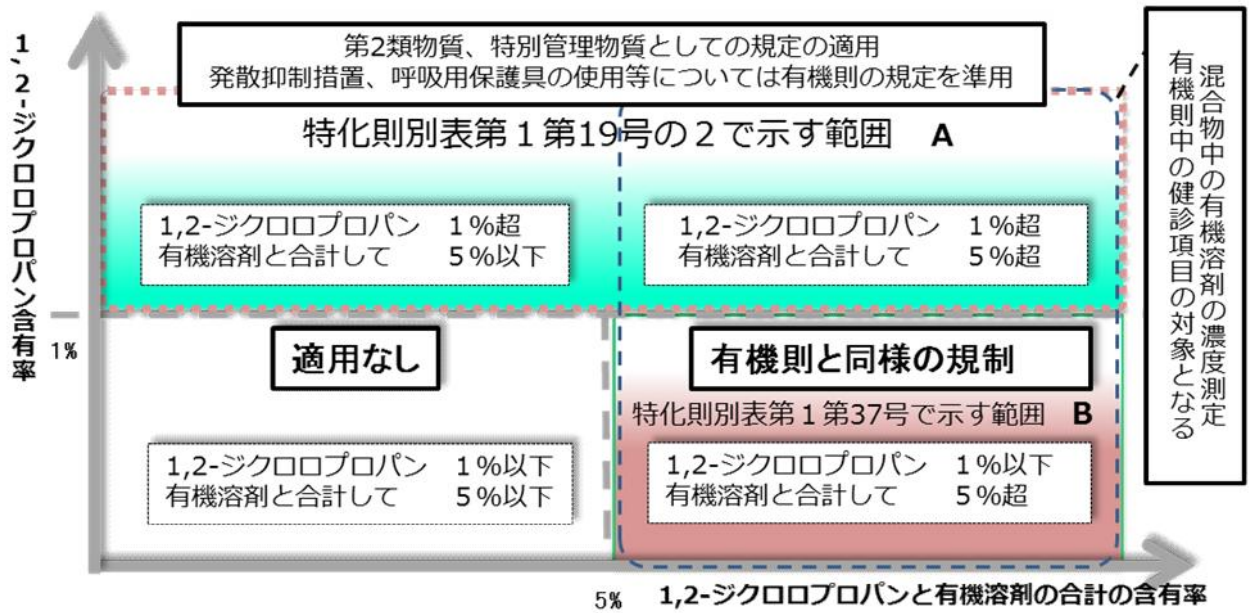
1・2-ジクロロプロパンを取り扱う業務のうち下記業務については健康管理手帳交付対象業務に追加されました。

記

業 務	1・2-ジクロロプロパン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務
要 件	屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則第1条第2項各号に掲げる場所）において、印刷機その他の設備の清掃の業務に、3年以上従事した経験を有すること。

別紙 I

1,2-ジクロロプロパン等に係る規制内容 概念図



II 1,2-ジクロロプロパン等に係る特定化学物質障害予防規則の適用整理表

注：本表には有機溶剤中毒予防規則の準用は含まない。

条文		内容	1,2-ジクロロプロパン等 (1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1,2-ジクロロプロパン等 (1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	2	定義	「エチルベンゼン等」	
	2の2	適用除外業務	● (洗浄・払拭業務以外の業務を除外)	
第2章 製造等に係る措置	3	第1類物質の取扱いに係る設備	×	
	4	特定第2類物質、オーラミン等の製造等に係る設備	×	
	5	特定第2類物質、管理第2類物質に係る設備	×	
	6～6の3	第4条、第5条の措置の適用除外	×	
	7	局所排気装置等の要件	×	
	8	局所排気装置等の稼働時の要件	×	
第3章 用後処理	9	除じん装置	×	
	10	排ガス処理装置	×	

	11	廃液処理装置		×
	12	残さい物処理		×
	12 の 2	ぼろ等の処理	●	×
第 4 章 漏えいの 防止	13～20	第 3 類物質等の漏えいの防 止		×
	21	床の構造		×
	22・22 の 2	設備の改造等	●	×
	23	第 3 類物質等が漏えいした 場合の退避等		×
	24	立入禁止措置	●	×
	25	容器等	●	● (一部適用)
	26	第 3 類物質等が漏えいした 場合の救護組織等		×
第 5 章 管理	27・28	作業主任者の選任、職務		● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者 から選任)
	29～35	定期自主検査、点検、補修等		×
	36～36 の 4	作業環境測定	●	×
	37	休憩室	●	×
	38	洗浄設備	●	×
	38 の 2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
	38 の 3	掲示	●	×
	38 の 4	作業記録	●	×
第 6 章 健康診断	39～41	健康診断	●	×
	42	緊急診断	●	● (一部適用)
第 7 章 保護具	43～45	呼吸用保護具、保護衣等の備 え付け等	●	×
第 8 章 製造許可 等	46～50 の 2	製造許可等に係る手続き等		×
第 9 章 技能講習	51	特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者技能講習		×
第 10 章 報告	53	記録の報告	●	×

(注) 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の 5%を超えるものに限る。

(注) 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の 5%を超えるものに限る。

Ⅲ 1,2-ジクロロプロパン等に係る有機溶剤中毒予防規則の準用整理表

条文		内容	1,2-ジクロロプロパン等 (1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1,2-ジクロロプロパン等 (1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	1	定義		●
	2	適用除外 (許容消費量)	● (※1)	● (※3)
	3・4	適用除外 (署長認定)	● (※2)	● (※4)
第2章 設備	5	第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等に係る設備		●
	6	第3種有機溶剤等に係る設備		●
	7~13の3	第5条、第6条の措置の適用除外		●
第3章 換気装置の性能等	14~17	局所排気装置等の要件		●
	18	局所排気装置等の稼働時の要件		●
	18の2・18の3	局所排気装置等の稼働の特例許可		●
第4章 管理	19・19の2	作業主任者の選任、職務		×
	20~23	定期自主検査、点検、補修		●
	24	掲示		●
	25	区分の表示		●
	26	タンク内作業		●
	27	事故時の退避等		●
第5章 測定	28~28の4	作業環境測定	● (※5・6)	● (※6)
第6章 健康診断	29~30の3	健康診断	● (※5・7)	● (※7)
	30の4	緊急診断		×
	31	健康診断の特例	● (※5)	●
第7章 保護具	32~34	送気マスク等の使用、保護具の備え付け等		●
第8章 貯蔵と空容器の処理	35・36	貯蔵、空容器の処理		×
第9章 技能講習	37	有機溶剤作業主任者技能講習		● (特化則第27条により適用)

(注) 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

※1 第2章、第3章、第4章 (第27条を除く。)、第7章について適用除外

※2 第2章、第3章、第4章 (第27条を除く。)、第5章、第6章、第7章及び特化則第42条第2項について適用除外

※3 第2章、第3章、第4章 (第27条を除く。)、第7章及び特化則第27条について適用除外

- ※4 第2章、第3章、第4章（第27条を除く。）、第5章、第6章、第7章及び特化則第27条、第42条第2項について適用除外
- ※5 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量が5%以下のものを除く。
- ※6・7 作業環境測定に係る保存義務は3年間、健康診断に係る保存義務は5年間。

